

社援発 0330 第 31 号
令和 4 年 3 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

社会福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく
立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令
の一部を改正する省令の公布について（通知）

社会福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 50 号。以下「改正省令」という。）が本日付けで公布されたところ、今回の改正の趣旨及び主な内容等は、下記のとおりですので、十分御了知の上、管内関係機関及び関係団体等への周知をお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

- 1 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「規則」という。）及び厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年厚生労働省令第 175 号。以下「特例省令」という。）について規定の整備を行う。
- 2 また、あわせて、企業会計審議会による監査基準（以下「監査基準」という。）の改訂と当該改訂に伴う会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）の改正に伴い、規則で定める会計監査報告の内容について、規定の整備を行う。

第二 改正の内容

1 規則の改正

- (1) 社会福祉連携推進法人の立入検査をする職員の身分を示す証明書に係る規定の改正
社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 144 条において準用する法第 56 条第 1 項の規定により社会福祉連携推進法人の立入検査をする職員は、同

条第2項に規定する身分を示す証明書が必要となる。当該証明書について、法第56条第1項の規定により社会福祉法人の立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書と同様とする。また、当該証明書について、立入検査の根拠となる法令の追記等、所要の改正を行う。

(2) 社会福祉法人の所轄庁への届出等に関する規定の準用に基づく規定の改正

法第144条において準用する法第59条及び第59条の2（所轄庁への届出等）において厚生労働省令で定めるとしている事項について、社会福祉法人の規定と同様に、社会福祉連携推進法人に係る届出等が情報処理システムやインターネットの利用により行うことができるよう、必要な規定の整備を行う。

(3) 会計監査報告において記載すべき事項の見直し

監査基準において、これまで監査報告書の追記情報の一つとして掲げられていた「その他の記載内容」に係る事項が独立項目として記載することとされたことを踏まえ、会社計算規則第126条第1項第5号と同様に、規則第2条の30第1項各号に掲げる事項に「その他の記載内容」に係る事項を追加する。具体的には、監査基準には、監査人はその他の記載内容と財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかについて検討しなければならない旨及び検討後、報告すべき事項の有無並びに報告すべき事項がある場合はその内容を記載しなければならない旨が規定された。これを踏まえ、規則においてもその旨を追記する改正を行う。

(4) その他所用の規定の整備を行う。

2 特例省令の改正

規則第7条において、社会福祉法人の立入検査をする職員の携帯する身分証明書は、別記様式によるものとしているが、特例省令により、厚生労働省が所管する法令に基づく立入検査等において統合様式の使用が可能となり、当該身分証明書も統合様式の使用が可能となったところ、社会福祉連携推進法人の立入検査をする職員の携帯する身分証明書についても、統合様式の使用が可能となるよう、必要な規定の整備を行う。

第三 施行期日等

1 施行期日

改正省令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、規則第2条の30の改正規定は、公布の日から施行する。

2 経過措置

本省令による改正後の規則第2条の30第1項第5号の規定は、令和4年3月31日以後に終了する会計年度に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する会計年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、なお従前の例によるものとする。ただし、令和3年3月31日に終了する会計年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、これらの規定を適用することができるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行し、第四条中労働者災害補償保険特別支給金支給規則附則第七項の改正規定及び第五条中労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令附則第六条第一項の改正規定は、令和二年九月一日から適用し、第五条中同令附則第六条第五項の改正規定は、平成九年四月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 令和四年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）による介護料の金額については、なお従前の例による。

第三条 第三条の規定による改正後の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（次項において「新施行規則」という。）の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 新施行規則様式第二号の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第五十号

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十九第一項の規定に基づき、社会福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十日

厚生労働大臣 後藤 茂之

社会福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令
（社会福祉法施行規則の一部改正）

第一条 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（会計監査報告の内容） 第二条の三十 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 一 （略） 二 計算関係書類（社会福祉法人会計基準第七条の二第一項第一号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第二号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（同省令第三十条第一項第一号から第三号まで及び第六号並びに第七号に規定する書類に限る。）の項目に限る。以下この条（第五号を除く。）及び第二条の三十二において同じ。）が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ ハ （略）	（会計監査報告の内容） 第二条の三十 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 一 （略） 二 計算関係書類（社会福祉法人会計基準第七条の二第一項第一号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第二号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（同省令第三十条第一項第一号から第三号まで及び第六号並びに第七号に規定する書類に限る。）の項目に限る。以下この条及び第二条の三十二において同じ。）が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ ハ （略）

三・四 (略)

五 第二号の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類(監査の範囲に属さないものに限る。)並びに財産目録(第二号の二十二の財産目録を除く。)の内容と計算関係書類(監査の範囲に属するものに限る。)の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

六・七 (略)

2 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一・三 (略)

(身分を示す証明書)

第七条 法第五十六条第一項(法第四百四十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(計算書類等の規定の準用)

第四十条の十一 (略)

2 第二号の二十五から第二号の三十七までの規定は、社会福祉連携推進法人の監事の監査等について準用する。この場合において、第二号の二十五中「法第四十五条の二十七第二項」とあるのは「法第三十八号第二項の規定において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百三十三号第二項」と、「法第四十五条の十三第四項第五号」とあるのは「法第二百二十七号第五号」と、第二号の二十六第一項中「法第四十五条の二十八第一項及び第二項」とあるのは「法第三十八号第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十四号第一項及び第二項」と、「計算関係書類」とあるのは「計算関係書類(第四十条第七項第一号に規定する計算関係書類をいい、)と、第二号の二十七第一項中「法第三十一条第四項に規定する会計監査人設置社会福祉法人」とあるのは「会計監査人を設置する社会福祉連携推進法人」と、第二号の三十第一項第二号中「計算関係書類(社会福祉法人会計基準第七号の二第一項第一号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第二号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書及び同号口(1)に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書(同省令第三十号第一項第一号から第三号まで及び第六号並びに第七号に規定する書類に限る。)の項目に限る。以下この条(第五号を除く。)及び第二号の三十二において同じ。』とあるのは「計算関係書類」と、同項第五号中「第二号の二十二の財産目録」とあるのは「第四十条第七項第三号の財産目録」と、第二号の三十二第一項第一号中「計算関係

三・四 (略)

(新設)

五・六 (略)

2 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一・三 (略)

(身分を示す証明書)

第七条 法第五十六条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(計算書類等の規定の準用)

第四十条の十一 (略)

2 第二号の二十五から第二号の三十七までの規定は、社会福祉連携推進法人の監事の監査について準用する。この場合において、第二号の二十五中「法第四十五条の二十七第二項」とあるのは「法第三十八号第二項の規定において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百三十三号第二項」と、「法第四十五条の十三第四項第五号」とあるのは「法第二百二十七号第五号」と、第二号の二十六第一項中「法第四十五条の二十八第一項及び第二項」とあるのは「法第三十八号第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十四号第一項及び第二項」と、「計算関係書類」とあるのは「計算関係書類(第四十条第七項第一号に規定する計算関係書類をいい、)と、第二号の二十七第一項中「法第三十一条第四項に規定する会計監査人設置社会福祉法人」とあるのは「会計監査人を設置する社会福祉連携推進法人」と、第二号の三十第一項第二号中「計算関係書類(社会福祉法人会計基準第七号の二第一項第一号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第二号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書及び同号口(1)に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書(同省令第三十号第一項第一号から第三号まで及び第六号並びに第七号に規定する書類に限る。)の項目に限る。以下この条及び第二号の三十二において同じ。』とあるのは「計算関係書類」と、第二号の三十二第一項第一号中「計算関係書類のうち計算書類」とあるのは「計算関係書類(附属明細書を除く。)」と、第二号の三十五中「法第四十五条の二

書類のうち計算書類」とあるのは「計算関係書類（附属明細書を除く。）」と、第二条の三十五中「法第四十五条の二十八第一項及び第二項」とあるのは「法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十四条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

（事業の概要等）

第四十条の十二 法第百三十八条第一項において読み替えて準用する法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 十三 （略）

十四 当該社会福祉連携推進法人に関する情報の公表等の状況

十五・十六 （略）

（所轄庁への届出等の規定の準用）

第四十条の十五 第九条の規定は、法第百四十四条において準用する法第五十九条に規定する社会福祉連携推進法人の認定所轄庁への届出について準用する。

（公表）

第四十条の十六 法第百四十四条において読み替えて準用する法第五十九条の二第一項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉連携推進法人が前条において準用する第九条第三号に規定する方法による届出を行い、行政機関等が当該届出により記録された届出計算書類等の内容の公表を行うときは、当該社会福祉連携推進法人が前項に規定する方法による公表を行ったものとみなす。

3 法第百四十四条において準用する法第五十九条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。

一 法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項に規定する計算書類

二 法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第二号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類（第四十条の十二第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。）

十八第一項及び第二項」とあるのは「法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十四条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

（事業の概要等）

第四十条の十二 法第百三十八条第一項において読み替えて準用する法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 十三 （略）

十四 当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況

十五・十六 （略）

（所轄庁への届出等の規定の準用）

第四十条の十五 第九条（第三号を除く。）及び第十条第一項の規定は、法第百四十四条において準用する法第五十九条に規定する社会福祉連携推進法人の認定所轄庁への届出等について準用する。

（公表）

第四十条の十六 法第百四十四条において準用する法第五十九条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。

一 法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項に規定する計算書類

二 法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第二号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類（第四十条の十二第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。）

（新設）

（新設）

別記様式 (第七条関係)

(表面)

規定する一時評議員、理事、監事若しくは理事長の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは清算法人の監事の職務を行うべき者、同項第四号に規定する一時代表清算人の職務を行うべき者、同項第五号に規定する一時清算法人の評議員の職務を行うべき者若しくは第百五十六条第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者又は社会福祉連携推進法人の理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、同法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事若しくは監事の職務を代行する者、第百四十三条第一項において準用する第四十五条の六第二項の規定により選任された一時理事、監事若しくは代表理事の職務を行うべき者、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十四条第一項第六号に規定する一時理事、監事若しくは代表理事の職務を行うべき者、第百四十三条第一項において準用する第四十五条の六第三項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者若しくは同法第三百三十七条第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者は、次のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一～十一 (略)

十二 第五十六条第一項(第百四十四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

社会福祉法第五十六条第一項(同法第百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による立入検査証

別記様式を次のように改める。

(裏面)

第 号

令和 年 月 日交付

写真

厚生労働大臣、
都道府県知事、
市長
印

職名 氏名

生年月日

社会福祉法(抄)

第五十六条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4～11 (略)

第百四十四条 第五十六条(第八項を除く。)、第五十七条の二、第五十九条、第五十九条の二(第二項を除く。)及び第五十九条の三の規定は、社会福祉連携推進法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十六条 第一項	所轄庁	認定所轄庁(第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。以下同じ。)
(略)	(略)	(略)

第百六十五条 社会福祉法人の評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事、監事若しくは清算人の職務を代行する者、第百五十五条第一項第三号に

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

(厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正)
第二条 厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年厚生労働省令第一百七十五号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等(都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む)が行うことができることとされているものに限る。)の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第三条第二項(同法第六条第六項において準用する場合を含む。)に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員(同法第六条第六項において準用する場合にあつては、同条第二項の捕獲人)が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。		次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等(都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む)が行うことができることとされているものに限る。)の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第三条第二項(同法第六条第六項において準用する場合を含む。)に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員(同法第六条第六項において準用する場合にあつては、同条第二項の捕獲人)が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。	
一 十六 (略)		一 十六 (略)	
十七 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第五十六条第一項(同法第一百四十四条において読み替えて準用する場合を含む。)		十七 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第五十六条第一項	
十八 五十一 (略)		十八 五十一 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中社会福祉法施行規則第二条の三十の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の社会福祉法施行規則第二条の三十第一項第五号の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する会計年度に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する会計年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、なお従前の例による。ただし、令和三年三月三十一日に終了する会計年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、同号の規定を適用することができる。

○厚生労働省令第五十一号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第一条第一項、第二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号イ及び第五条第八項の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十日

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(昭和四十七年厚生省令第十一号)の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 後藤 茂之

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
(組合調整対象収入額)		(組合調整対象収入額)	
第十四条 組合調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。		第十四条 組合調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。	
一 イ及びロに掲げる額の合算額		一 イ及びロに掲げる額の合算額	
イ 次の式により算定した額(銭未満は四捨五入するものとする。に、当該組合の当該年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数の見込数(以下「平均組合被保険者見込数」という。)を乗じて得た額		イ 次の式により算定した額(銭未満は四捨五入するものとする。に、当該組合の当該年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数の見込数(以下「平均組合被保険者見込数」という。)を乗じて得た額	
組合調整対象額(後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。)		組合調整対象額(後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。)	
$\times 0.4229 + 1,894.00円$		$\times 0.4503 + 1,910.00円$	
当該組合の平均被保険者見込数		当該組合の平均被保険者見込数	